

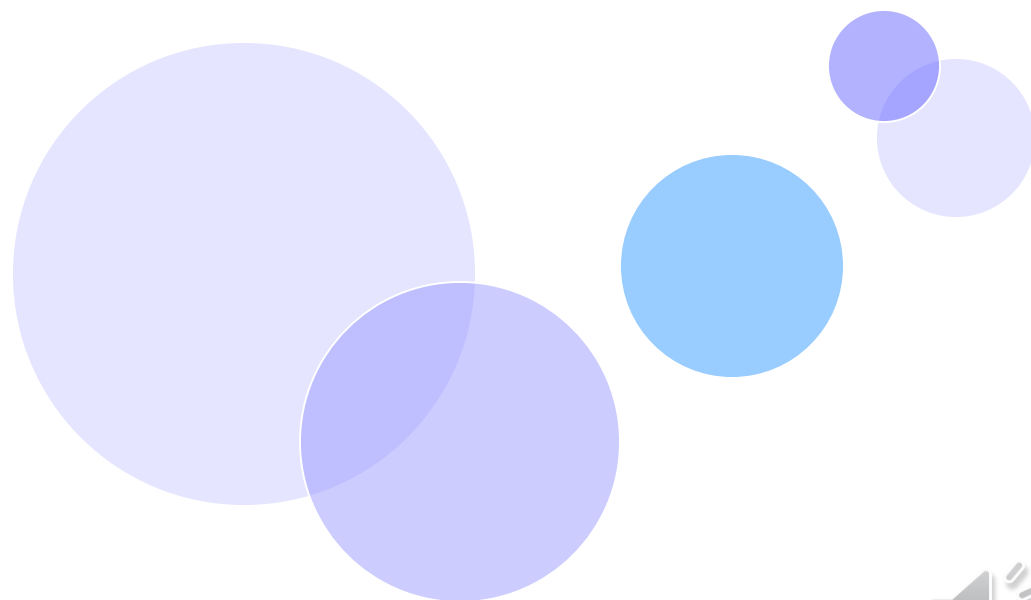
給水装置・排水設備について

令和5年度
足利市上下水道指定工事業者研修会

企業経営課
料金・給排水担当



給水装置について





給水装置工事の申請について

申請時は、以下の場合について**特に注意**してください。

- 建替えの場合（メーター位置）
- 宅内分岐の場合（承諾、分岐管の口径・管種）
- 利害関係人がいる場合（承諾）





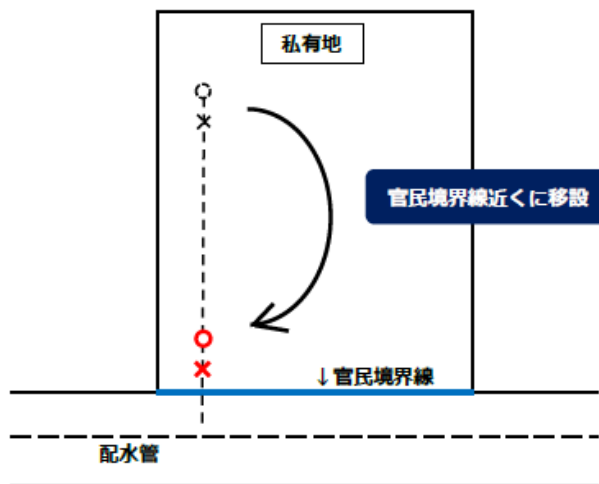
新築・建替え時におけるメーター位置について

次のような場合は、**新築や建替え時にメーターを官民境界線の近くに移設**していただきますので、別途協議をお願いいたします。

原則、官民境界線から乙止水栓まで概ね1m、乙止水栓からメーターまで概ね1mです。

敷地の奥にメーターが設置されている場合

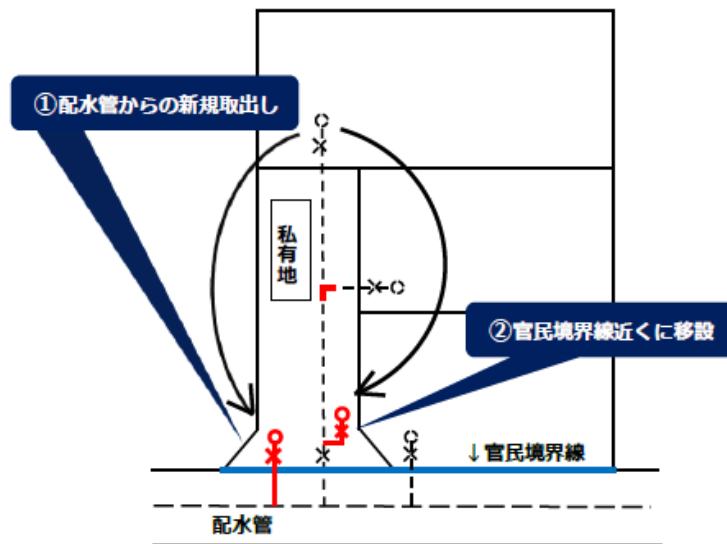
検針や漏水修繕の観点から、敷地の奥にメーターが設置されている場合は、新築や建替えの際にメーターを官民境界線の近くに移設してください。



民地(私有地)に連合栓が布設されている場合

私有地に布設されている連合栓は、将来的に解消していく方針です。新築や建替えの際にはメーターを官民境界線の近くに移設してください(下図①②)。

足利市では①配水管からの新規取出しを推奨しています。





承諾について

以下の場合、申請時に**承諾等が必要**となります。

- ・ 13mmメーターで水栓数が**13**を超えた場合
- ・ 連合栓でメーターの増径を行う場合
- ・ 利害関係人がいる場合
- ・ 土地所有者が**法人**で建物所有者は**個人**の場合
- ・ 土地所有者が**個人**で建物所有者は**法人**の場合
- ・ その他、料金・給排水担当が必要と認めた場合





舗装本復旧について

県道

工期：許可日から210日 ⇒ 仮復旧後6ヶ月を目安に本復旧

※舗装本復旧後、完了届を県に提出する必要があるため、
やむを得ず工期を過ぎる場合は、給排水担当へご連絡ください。

市道

工期：掘削日から180日 ⇒ 仮復旧後4～5ヶ月を目安に本復旧

仮復旧は工事当日に行い、路盤状態(砂利)での開放はしないでください





舗装本復旧について

写真管理

舗装本復旧は必ず行い、完了の届出(写真)をすみやかに提出してください。

写真帳は表紙を付け、施工場所の住所と業者名を記載してください。道路の種別によって必要な写真が異なりますので、下表を参考にしてください。

	着工前	穿孔(閉止)状 況	仮復旧	本復旧	完 成	保安用具	部 数
県 道	○	○	○	○	○	○	1
市 道				○	○		1
法定外	○	○	○	○	○	○	2

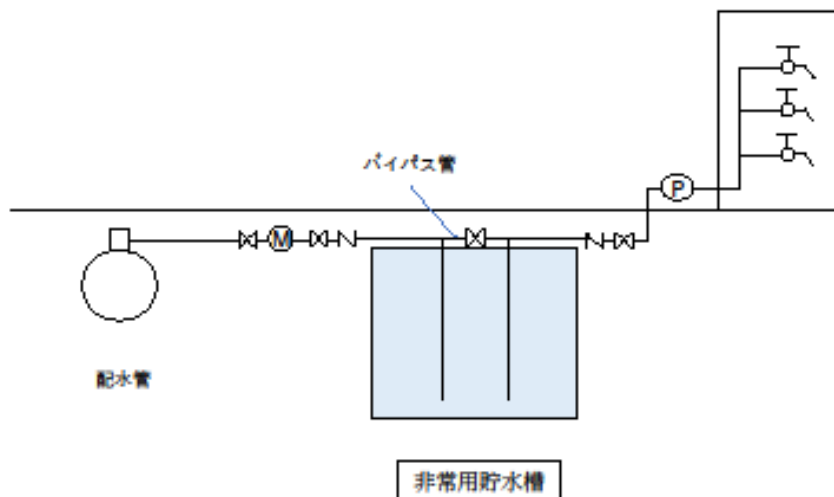
※砂利道についても同様に写真を提出してください。



水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて

非常用貯水槽

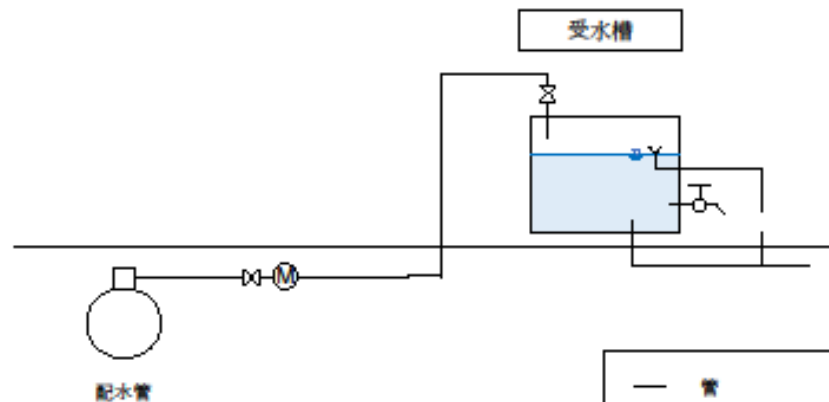
- ①水道法の規制を受ける
- ②給水装置に該当する
- ③所有者が管理する
- ④自由水面を有しない
(給水管と直結し、末端まで有圧で直接給水する)



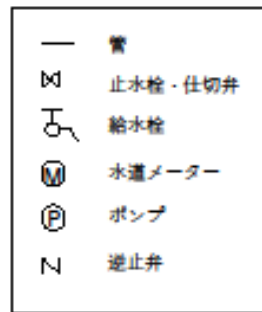
非常用貯水槽設置例

受水槽

- ①水道法の規制を受ける (小規模貯水槽水道を除く)
- ②給水装置に該当しない
- ③設置者が管理する
- ④自由水面を有する
(逆流防止のための吐水口空間を設ける必要があり、一旦圧力を開放し、給水する)



受水槽設置例





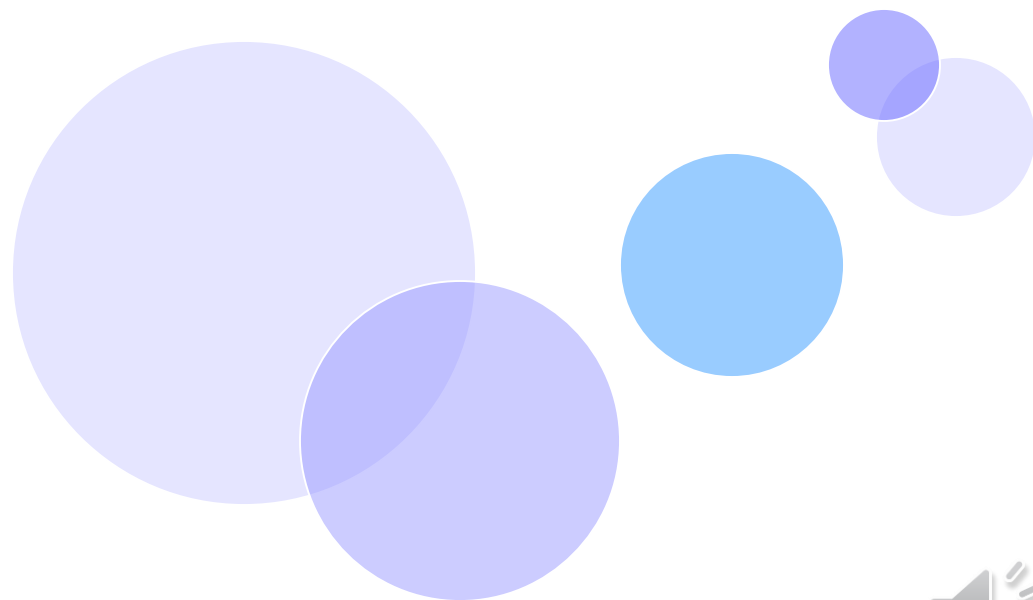
給水装置工事申込書等の新様式について

給水装置工事申込書および承諾書等の関係書類の様式が**栃木県内で統一**される予定です。

足利市での新様式による受付開始時期や申込時に提出が必要な書類等については、詳細が決まり次第、ご連絡いたします。



排水設備について





申請書類について

- 計画確認書および計画確認申請書 ⇒ **A 4サイズ**
- 設計書および平面図 ⇒ **B 4サイズ**
※上下に穴をあけてください
- 平面図がB 4サイズに収まらない場合や複数枚になる場合
⇒ 折りたたんで封筒に入れて提出してください。
※設計書に貼り付ける必要はありません。

補助金関係の書類は、直接担当課に提出してください。





排水設備工事の申請について

申請時は以下の場合において、
下水道施設課との事前協議が必要になります。

- 宅内分岐をする場合
- 利害関係人がいる場合
- 受益者負担金がある場合
- 公共枴の口径を変更する場合
- 公共枴の設置および撤去をする場合



宅内分岐など利害関係人がいる場合は**承諾が必要**となります。

下水道施設課と協議

承諾書が必要

- ・ 承諾書を**下水道施設課へ提出**
- ・ 設計書の特記事項に「**別紙承諾書あり**」と記入

承諾書は必要ない

- ・ 計画確認書および計画確認申請書に**署名押印**





工事の計画・施工上の注意事項

申請時は以下に**注意**してください。

- ・ 排水管の土かぶりは原則として **200 mm**以上
(管径 100 mm の場合は管底で 300 mm 以上)
- ・ 柵の深さは**管底の深さ**を図面に記載する
- ・ 公共柵の地盤高を **GL±0** として各柵の地盤高を記載する
- ・ 柵は排水管の**起点、終点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所**に設ける。
- ・ 管径 100 mm 以上の場合は勾配は **2%**以上
- ・ ドロップ柵を使用する場合は **310 mm**以上の落差を付ける





工事の計画・施工上の注意事項

申請時は以下に**注意**してください。（続き）

- ・ 浄化槽からの切替など既設排水柵に接続する場合は、新設柵のひとつ上流にある柵の深さと距離から記載
- ・ 排水設備に**自家水を流す**場合は届出が必要
- ・ 建替え工事で**混注 1 本**になった場合や**自家水ポンプ**を撤去した場合は届出が必要
- ・ 設計・施工については公益財団法人日本下水道協会が刊行している「**下水道排水設備指針と解説**」に準拠してください



お知らせ





メールアドレス登録のお願い

足利市オンライン申請システムから
メールアドレスの登録をお願いします。

＜電子メールでのやり取りの例＞

- ・ 修繕工事報告書の提出
- ・ 排水設備等工事着手届の提出
- ・ 工事抑制や指定有効期間満了などの連絡事項
- ・ その他、図面や現場写真などのデータ確認が必要な場合



など





足利市オンライン申請システムについて

足利市オンライン申請システムで下記のご利用ができます

- ・ 水道の使用開始・使用中止の申請
- ・ 修繕工事報告書の提出
- ・ 排水設備等工事着手届の提出
- ・ 水道管網図電子閲覧利用者の登録申請
- ・ 水道管網図電子閲覧利用者の登録解除申請





オフィスソフトウェアについて

足利市では、令和6年3月よりMicrosoft Office からGoogle Workspaceへ オフィスソフトが変更になります。

互換性がありますが、レイアウト等のズレを防止するために、今後、電子メール等に添付するデータは **PDF形式**を基本形とさせていただきます。





閲覧ありがとうございました

